

## 令和4年度 教育委員会 第14回定例会 議案

- 1 日 時 令和4年11月16日（水） 午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 日 程
- (1) 開 会
- (2) 議 案
- 第28号議案 令和5年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科生徒  
募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則… 1
- <非>第29号議案 令和4年12月県議会定例会に提出する議案 … 17
- (3) 報告事項
- (4) 閉 会



## 第 28 号議案

令和 5 年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科生徒募集計画  
及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

令和 5 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科生徒募集計画について、別紙のとおり決定し、関係する規則を改正する。

規 則 名 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則  
改正規則の施行日 令和 5 年 4 月 1 日

令和 4 年 11 月 16 日提出

静岡県教育委員会教育長

(別紙)

令和5年度 静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部  
専攻科 生徒募集計画（一覧）

1 静岡県立特別支援学校高等部

学校名	区分	学科名	学級数	定員
浜松視覚特別支援学校		普通	1	8
	沼津分室	保健理療	1	8
	静岡分室	保健理療	1	8
沼津聴覚特別支援学校		生産応用	1	8
		特進技能	1	8
東部特別支援学校		普通	6	24
東部特別支援学校伊豆高原分校		普通	4	24
伊豆の国特別支援学校		普通	3	21
伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校		普通	1	9
御殿場特別支援学校		普通	4	24
沼津特別支援学校		普通	4	30
沼津特別支援学校伊豆田方分校		普通	2	18
沼津特別支援学校愛鷹分校		普通	2	18
富士特別支援学校		普通	7	45
富士特別支援学校富士宮分校		普通	3	27
富士特別支援学校富士東分校		普通	2	18
清水特別支援学校		普通	4	30
静岡北特別支援学校		普通	6	48
静岡北特別支援学校南の丘分校		普通	3	27
中央特別支援学校		普通	8	30
藤枝特別支援学校		普通	9	51
藤枝特別支援学校焼津分校		普通	2	18
吉田特別支援学校		普通	5	33
掛川特別支援学校		普通	4	24
掛川特別支援学校御前崎分校		普通	2	18
袋井特別支援学校		普通	7	51
袋井特別支援学校磐田見付分校		普通	2	18
浜北特別支援学校		普通	5	33
天竜特別支援学校		普通	2	12
浜松特別支援学校		普通	7	57
浜松特別支援学校城北分校		普通	2	18
西部特別支援学校		普通	4	18
浜松みをつくし特別支援学校		普通	6	48
浜名特別支援学校		普通	2	18
	合計		123	850

2 静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科

学校名	区分	学科名	学級数	定員
浜松視覚特別支援学校専攻科		理療	1	8
		保健理療	1	8
	合計		2	16

## <第 28 号議案 概要>

### 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

#### 1 改正理由

- (1) 静岡県立特別支援学校高等部 1 年生の定員の増減に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第 1 関係)
- (2) 静岡県立特別支援学校高等部の学年進行に伴い、各学年定員の改正を行うこととした。(別表第 1 関係)

#### 2 改正の概要

- (1) 1 学年の定員の増減に伴う改正 (別表第 1 関係)

東部特別支援学校  
御殿場特別支援学校  
富士特別支援学校富士東分校  
静岡北特別支援学校  
中央特別支援学校  
袋井特別支援学校  
天竜特別支援学校  
西部特別支援学校

東部特別支援学校伊豆高原分校  
沼津特別支援学校  
清水特別支援学校  
静岡北特別支援学校南の丘分校  
掛川特別支援学校  
浜北特別支援学校  
浜松特別支援学校  
浜名特別支援学校

- (2) 学年進行に伴う改正 (別表第 1 関係)

東部特別支援学校  
伊豆の国特別支援学校  
沼津特別支援学校  
清水特別支援学校  
藤枝特別支援学校  
掛川特別支援学校  
袋井特別支援学校  
天竜特別支援学校  
西部特別支援学校  
浜名特別支援学校

東部特別支援学校伊豆高原分校  
御殿場特別支援学校  
富士特別支援学校  
静岡北特別支援学校  
吉田特別支援学校  
掛川特別支援学校御前崎分校  
浜北特別支援学校  
浜松特別支援学校  
浜松みをつくし特別支援学校

#### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	計
静岡県立沼津視覚 特別支援学校	視覚障害	沼津市米山町6-20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡視覚 特別支援学校	視覚障害	静岡市駿河区曲金 六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松視覚 特別支援学校	視覚障害	浜松市中区葵西五 丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津聴覚 特別支援学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡聴覚 特別支援学校	聴覚障害	静岡市駿河区中村 町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松聴覚 特別支援学校	聴覚障害	浜松市中区幸三丁 目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部 特別支援学校	肢体不自 由	伊豆の国市寺家 246-1	小学部 中学部 高等部	普通	24	21	18	63

伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部						
伊豆高原分校	知的障害	伊東市吉田748-1	高等部	普通	24	21	15	60	
静岡県立伊豆の国 特別支援学校	知的障害	伊豆の国市寺家 235	小学部 中学部 高等部	普通	21	21	30	72	
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目 3-1	小学部 中学部						
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜田 188	高等部	普通	9	9	9	27	
静岡県立御殿場 特別支援学校	知的障害	御殿場市神山 1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	24	33	36	93	
静岡県立沼津 特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普通	30	39	39	108	
伊豆田方分校	知的障害	田方郡函南町塚本 961	高等部	普通	18	18	18	54	
愛鷹分校	知的障害	沼津市岡一色875	高等部	普通	18	18	18	54	
静岡県立富士 特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普通	45	45	54	144	
富士宮分校	知的障害	富士宮市宮北町 233	高等部	普通	27	27	27	81	
富士東分校	知的障害	富士市今泉2921	高等部	普通	18			18	
静岡県立清水 特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂 東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	30	48	39	117	
静岡県立静岡南部 特別支援学校	肢体不自 由	静岡市駿河区曲金 五丁目3-30	小学部 中学部						
静岡県立静岡北 特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山 796	小学部 中学部 高等部	普通	48	93	48	189	

南の丘分校	知的障害	静岡市駿河区有東三丁目4-17	高等部	普通	27	18	18	63
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山777	小学部 中学部 高等部	普通	30	30	30	90
静岡県立藤枝特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普通	51	51	57	159
焼津分校	知的障害	焼津市焼津五丁目5-2	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立吉田特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡2130	小学部 中学部 高等部	普通	33	33	36	102
静岡県立掛川特別支援学校	知的障害	掛川市杉谷南一丁目1-2	小学部 中学部 高等部	普通	24	33	33	90
御前崎分校	知的障害	御前崎市池新田2907-1	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立袋井特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普通	51	42	45	138
磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031-2	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立浜北特別支援学校	知的障害	浜松市浜北区西中瀬二丁目3-1	小学部 中学部 高等部	普通	33	42	36	111
静岡県立天竜特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡ヶ島201-2	小学部 中学部 高等部	普通	12	18	12	42
静岡県立浜松特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普通	57	48	48	153
磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚3577-1	小学部 中学部					
城北分校	知的障害	浜松市中区住吉五丁目16-1	高等部	普通	18	18	18	54



静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自 由	浜松市北区根洗町 597-1	小学部 中学部 高等部	普 通	18	24	21	63
静岡県立浜松みを つくし 特別支援学校	知的障害	浜松市北区細江町 広岡1	小学部 中学部 高等部	普 通	48	48	30	126
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町浜名 1855-71	小学部 中学部 高等部	普 通	18	33	27	78

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



(参考資料)

# 新 旧 对 照 表

# 新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

## 改 正 前

別表第1（第5条関係）

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	計
静岡県立沼津 視覚特別支援 学校	視覚障害	沼津市米山町6 -20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡 視覚特別支援 学校	視覚障害	静岡市駿河区曲 金六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 視覚特別支援 学校	視覚障害	浜松市中区葵西 五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普 通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	静岡市駿河区中 村町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	浜松市中区幸三 丁目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部 特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家 246-1	小学部 中学部 高等部	普 通	21	18	15	54
伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部					
伊豆高原分校	知的障害	伊東市八幡野 1120	高等部	普 通	21	15	24	60
静岡県立伊豆の国 特別支援学校	知的障害	伊豆の国市寺家 235	小学部 中学部 高等部	普 通	21	30	18	69
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3 -1	小学部 中学部					
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜 田188	高等部	普 通	9	9	9	27

## 照 表

### 改 正 後

別表第1（第5条関係）

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	計
静岡県立沼津 視覚特別支援 学校	視覚障害	沼津市米山町6 -20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡 視覚特別支援 学校	視覚障害	静岡市駿河区曲 金六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 視覚特別支援 学校	視覚障害	浜松市中区葵西 五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普 通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	静岡市駿河区中 村町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	浜松市中区幸三 丁目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部 特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家 246-1	小学部 中学部 高等部	普 通	23	21	18	62
伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部					
伊豆高原分校	知的障害	伊東市吉田748 -1	高等部	普 通	22	21	15	58
静岡県立伊豆の国 特別支援学校	知的障害	伊豆の国市寺家 235	小学部 中学部 高等部	普 通	21	21	30	72
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3 -1	小学部 中学部					
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜 田188	高等部	普 通	9	9	9	27

# 新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

改 正 前								
静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山 1553-3	小学部 中学部 高等部	普 通	33	36	36	105
静岡県立沼津特別支援学校  伊豆田方分校  愛鷹分校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普 通	39	39	48	126
	知的障害	田方郡函南町塚本961	高等部	普 通	18	18	18	54
	知的障害	沼津市岡一色875	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立富士特別支援学校  富士宮分校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普 通	45	54	54	153
	知的障害	富士宮市宮北町233	高等部	普 通	27	27	27	81
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普 通	48	39	48	135
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部 中学部					
静岡県立静岡北特別支援学校  南の丘分校	知的障害	静岡市葵区漆山796	小学部 中学部 高等部	普 通	93	48	66	207
	知的障害	静岡市駿河区有東三丁目4-17	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山777	小学部 中学部 高等部	普 通	30	30	30	90
静岡県立藤枝特別支援学校  焼津分校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普 通	51	57	51	159
	知的障害	焼津市焼津五丁目5-2	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立吉田特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡2130	小学部 中学部 高等部	普 通	33	36	24	93
静岡県立掛川特別支援学校  御前崎分校	知的障害	掛川市杉谷南一丁目1-2	小学部 中学部 高等部	普 通	33	33	24	90
	知的障害	御前崎市池新田2907-1	高等部	普 通	18	18	9	45

## 照 表

改 正 後								
静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山 1553-3	小学部	普 通	<u>24</u>	<u>33</u>	36	<u>93</u>
			中学部					
			高等部					
静岡県立沼津特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823 -1	小学部	普 通	<u>30</u>	39	<u>39</u>	<u>108</u>
			中学部					
			高等部					
伊豆田方分校	知的障害	田方郡函南町塚本961	高等部	普 通	18	18	18	54
愛鷹分校	知的障害	沼津市岡一色 875	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立富士特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773 -1	小学部	普 通	45	<u>45</u>	54	<u>144</u>
			中学部					
			高等部					
富士宮分校	知的障害	富士宮市宮北町 233	高等部	普 通	27	27	27	81
富士東分校	知的障害	富士市今泉2921	高等部	普 通	18			<u>18</u>
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部	普 通	<u>30</u>	<u>48</u>	<u>39</u>	<u>117</u>
		中学部						
		高等部						
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部					
			中学部					
静岡県立静岡北特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山 796	小学部	普 通	<u>48</u>	<u>93</u>	<u>48</u>	<u>189</u>
			中学部					
			高等部					
南の丘分校	知的障害	静岡市駿河区有東三丁目4-17	高等部	普 通	27	18	18	<u>63</u>
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山 777	小学部	普 通	<u>29</u>	30	30	<u>89</u>
		中学部						
		高等部						
静岡県立藤枝特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281 -1	小学部	普 通	51	<u>51</u>	<u>57</u>	<u>159</u>
			中学部					
			高等部					
焼津分校	知的障害	焼津市焼津五丁目5-2	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立吉田特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡2130	小学部	普 通	33	<u>33</u>	<u>36</u>	<u>102</u>
		中学部						
		高等部						
静岡県立掛川特別支援学校	知的障害	掛川市杉谷南一丁目1-2	小学部	普 通	<u>24</u>	33	<u>33</u>	<u>90</u>
			中学部					
			高等部					
御前崎分校	知的障害	御前崎市池新田 2907-1	高等部	普 通	18	18	<u>18</u>	<u>54</u>

# 新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

## 改 正 前

静岡県立袋井 特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753 -1	小学部 中学部 高等部	普 通	42	45	54	141
	磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031 -2	高等部	普 通	18	18	18
静岡県立浜北 特別支援学校	知的障害	浜松市浜北区西 中瀬二丁目3-1	小学部 中学部 高等部	普 通	42	36	54	132
静岡県立天竜 特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡 ヶ島201-2	小学部 中学部 高等部	普 通	18	12	21	51
静岡県立浜松 特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之 島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普 通	48	48	57	153
	磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚 3577-1	小学部 中学部				
	城北分校	知的障害	浜松市中区住吉 五丁目16-1	高等部	普 通	18	18	18
静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自由	浜松市北区根洗 町597-1	小学部 中学部 高等部	普 通	24	21	18	63
静岡県立浜松みそ つくし特別支援学 校	知的障害	浜松市北区細江 町広岡 1	小学部 中学部 高等部	普 通	48	30		78
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町 浜名1855-71	小学部 中学部 高等部	普 通	33	27	27	87



## 照 表

改 正 後								
静岡県立袋井 特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753 -1	小学部 中学部 高等部	普 通	51	42	45	138
磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031 -2	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立浜北 特別支援学校	知的障害	浜松市浜北区西 中瀬二丁目3-1	小学部 中学部 高等部	普 通	33	42	36	111
静岡県立天竜 特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡 ヶ島201-2	小学部 中学部 高等部	普 通	12	18	12	42
静岡県立浜松 特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之 島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普 通	57	48	48	153
磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚 3577-1	小学部 中学部					
城北分校	知的障害	浜松市中区住吉 五丁目16-1	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自由	浜松市北区根洗 町597-1	小学部 中学部 高等部	普 通	17	24	21	62
静岡県立浜松みそ つくし特別支援学 校	知的障害	浜松市北区細江 町広岡1	小学部 中学部 高等部	普 通	48	48	30	126
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町 浜名1855-71	小学部 中学部 高等部	普 通	18	33	27	78

(件名)

令和5年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科生徒募集計画  
及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定

(特別支援教育課)

## 1 募集計画策定の流れ

時 期	実 施 内 容	備 考
4月	『将来を見すえた進路のために』リーフレット配布	・特別支援学校高等部進学用として、特別支援対象中3生に配布。
5月～7月	入学希望校にて進路相談・体験入学	・受検予定の生徒は各入学希望校で受ける。
6月～8月	入学見込者の把握	・各校で入学が見込まれる人数を把握し、入学見込者数とする。
9月末	各校より入学見込者数を特別支援教育課に報告	・入学見込者数に応じた募集計画を定める。
11月	募集計画の策定・公表	

## 2 令和5年度募集定員及び募集学級数

## (1) 高等部

募集定員 850 人 (R4年度より75人減)

募集学級数 123 学級 (R4年度より7学級減)

&lt;募集定員に変更がある障害種(訪問教育含む)&gt;

学校の区分	学級増減	学級増の学校	学級減の学校
知的障害	6学級減	東部特支伊豆高原分校1 富士特別支援学校富士東分校2 静岡北特支南の丘分校1 藤枝特支2 袋井特支1 浜松特支1 計8学級	御殿場特支1 沼津特支1 清水特支2 静岡北特支5 掛川特支1 浜北特支1 浜名特支3 計14学級
肢体不自由	1学級減	東部特支1	西部特支2
病弱	—	—	—

## (2) 高等部専攻科

募集定員 16 人 (R4年度より変更なし)

募集学級数 2 学級 (R4年度より変更なし)

## 【参考】 募集計画(専攻科、訪問含む)

区分	R2	R3	R4	R5
募集定員	878人	872人	941人	866人
学級数	125学級	129学級	132学級	125学級

## 3 今後のスケジュール

11月16日 定例会に議決後各校に通知

11月25日 県公報にて公表

<非>第 29 号議案

令和 4 年 12 月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 4 年 11 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

- 1 令和 4 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（条例案）

- 2 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(予算案)

## 1 令和4年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

### (1) 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	211,073,341	1,296,000	212,369,341
人件費	177,380,000	1,296,000	178,676,000
事業費	33,693,341	0	33,693,341
教育費	33,263,341		33,263,341
災害対策費	430,000		430,000

### (2) 事業概要

(単位：千円)

事業名	<現計額> 補正額	説明
教職員給与費	<177,380,000> 1,296,000	人事委員会勧告に基づく教職員の給与改定

(条例案)

2 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育総務課

人事委員会勧告に基づき職員の給与の改定を行うため、所要の改正を行うものである。

(1) 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。

(2) 勤勉手当の改定

ア 年間の支給割合を0.10月分引き上げる。ただし、大学の学長については、0.05月分引き上げる。

イ 令和5年度の支給割合を定める。

(単位：月)

区 分	6 月	12月	計
令和4年度	0.95 (1.15)	0.95 → 1.05 (1.15 → 1.25)	1.90 → 2.00 (2.30 → 2.40)
	1.00	1.00 → 1.05	2.00 → 2.05
令和5年度	0.95 → 1.00 (1.15 → 1.20)	1.05 → 1.00 (1.25 → 1.20)	2.00 (2.40)
	1.00 → 1.025	1.05 → 1.025	2.05

( )は、特定幹部職員の支給割合

下欄は、大学の学長の支給割合

(3) 施行期日

公布の日。ただし、令和5年度の勤勉手当については、令和5年4月1日。

白  
紙

第14回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	第 37 期静岡県社会教育委員会報告書（手交）	P 1
<非> 配付報告 1	令和 4 年 12 月県議会定例会に報告する案件	非





第37期 静岡県社会教育委員会の報告

(社会教育課)

- 1 任期 令和2年11月1日から令和4年10月31日(2年)
- 2 諮問題 「誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて  
～全ての人々が参画し、共に学び合う社会教育のあり方～」
- 3 委員

	氏名	現職
1	いとう ふうよこ 伊藤 富代子	静岡市民生委員児童委員協議会常任理事
2	いまがま しんや 今釜 伸也	静岡県PTA連絡協議会顧問(～R4.3)
	たにぐち あきら 谷口 明	静岡県PTA連絡協議会会長(R4.4～)
3	おおいし ひろゆき 大石 博之	掛川市教育委員会教育政策課 社会教育室長兼社会教育係長
4	おおかわ みき 大川 美紀	富士市立富士見台小学校長(～R4.3) 沼津市立第一中学校長(R4.4～)
5	かさい よういちろう 笠井 洋一郎	富士市市民部まちづくり課長
6	かたおか よしみ 片岡 佳美	静岡県立富士特別支援学校副校長
7	さとう まなぶ 佐藤 学	静岡新聞社編集局次長兼論説副委員長兼編集委員
8	しらかし たかのぶ ◆白木 賢信	常葉大学教育学部教授
9	すずき かずゆき 鈴木 一行	牧之原市社会教育委員長
10	たかはし くみこ 高橋 久美子	浜松市浜松手をつなぐ育成会副会長
11	ほりば みわこ 堀場 美和子	掛川市社会福祉協議会生活支援係長
12	まつなが ゆみこ ◇松永 由弥子	静岡産業大学スポーツ科学部教授

◇委員長、◆副委員長 役職は令和4年10月現在

## 第37期静岡県社会教育委員会報告書について（概要）

### 諮問 誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて -全ての人々が参画し、共に学び合う社会教育のあり方-

前期社会教育委員会では、社会教育を推進する上で、生活上の困難を抱えた社会的に孤立しがちな人々へのアプローチが難しく、全ての人に学びの機会が届けられていない現状が報告され、今後の課題として挙げられた。

### 第1章 誰もが共に学び合う生涯学習社会の現状と課題

- ・様々な背景を有する人たち（障害、外国籍（言語文化）、高齢者など）には、学習機会が十分ではない。
- ・障害がある人たちについて（H30年度「学校卒業後の障害者が隔週活動に参加する際の阻害要因・促進要因に関する調査研究」より）
  - 【生涯学習に関する課題】学ぶ場に出かけていく勇気がない、あまりない 62.9%
  - 【支援体制の有無】障害のある人の学習活動の支援に関わる「組織」がある 3.3%
- ・外国籍の人たちについて（令和2年度「静岡県多文化共生基礎調査」より）
  - 【県や市に望む行政サービス】外国人の日本語学習を支援する 41.9%
  - 【団体や行事に積極的に参加】自治体やボランティアによる日本語教室に積極的に参加したことがある 3.0%

### 第2章 誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成を阻む要因「孤立」とその分析

#### 【孤立の分析】

「参加の意思表示の有無にかかわらず、学習活動へ参加を必要としているのに参加できずにいる」孤立しがちな人を生じさせているのは、その「人」が持つ様々な背景ではなく、社会の側の「状況」が要因だと考えられる。

#### 【孤立を作り出す状況】

- ①社会全体に困り感の理解が得られていない  
根底に、共に学び合う学習者や学習支援者を含む社会全体に困り感の理解が得られていない。
  - ②学習機会及び活動の情報を届けられていない  
情報の内容が、受け手にとってわかりづらく、情報を受け取る手段が限られ、届いていない。
  - ③学ぶこと、つながることへの安心感がない  
学ぶことに対する安心感が持てない。学びを通してつながることへの不安が拭えない。
- ☆誰もが共に学び合う学習機会がまだ十分でない

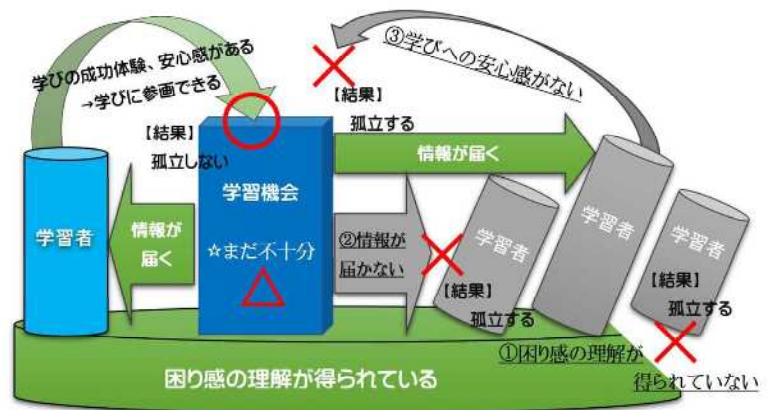


図 孤立を作り出す状況

### 第3章 誰もが共に学び合うための生涯学習社会の形成に向けた手立て

#### (1) 「社会教育」の自由な学び合いで、孤立の「状況」を打開する

- ・社会教育には、教える・教わるという関係性が固定的ではなく、学びの場にいるお互いが学び合い教え合うという特長がある。また、学習者それぞれの自由な学びをその人に合わせた形で提供・支援できるという特長がある。
- ・孤立を作り出す「状況」を打開し、誰もが共に学び合う生涯学習社会を形成していくには、これらの特長を持った社会教育が積極的に関わる必要がある。

#### (2) 孤立を作り出す状況を打開するために大切にしたい考え方

##### 【①「社会全体に困り感の理解が得られていない」状況の打開策】⇒ キーワード「体験」・「交流」

困り感の理解には、人それぞれの特性(多様性)を実体験から知る事が大切である。また、多くの人と交流することを学校教育や社会教育(野外活動など)の場で、幼少期から経験することが大切である。これらは、個々の持ち味を相互に評価し合っていく地域共生社会の実現のためにも重要である。

##### 【②「学習機会及び活動の情報を届けられていない」状況の打開策】⇒ キーワード「一人一人」・「当事者の目線」

必要な情報を届けたからといって、すぐに学習機会に参加できるとは限らない。そのため、一人一人の事情を理解し、当事者の目線で考えられた、その人に必要な情報を丁寧に届けることが重要である。

##### 【③「学ぶこと、つながることへの安心感がない」状況の打開策】⇒ キーワード「学ぶ楽しさ」・「居場所づくり」

[学びそのものに対する安心感]

学びの機会に新たに参加することは誰もが勇気がいる。魅力ある学習内容で、学習成果が身近に活用できるような、学習者が主体的に参加できる学習プログラムを組むことが重要である。

[共に学び合うことに対する安心感]

今後、共に学び合う学習機会を通じて、孤立を作り出す状況の解消に発展していった事例を積み重ねていくことが、孤立しがちな人の助けになる。現代社会において、まずは身近な地域に、ただ集まれる居場所を創出することが大切である。

#### (3) 「学習機会・施設」の充実に向けて ⇒ キーワード「連携」・「人材」

教育や学習の固定概念にとらわれることなく、学習者理解に努めようとする関係者が、必要な部署と連携し、学習者のニーズに合った学習機会を充実させていくことが重要である。

#### (4) 孤立を自分にも起こり得る状況と捉えて、お互いに認め合い学び合う社会へ

- ・一人一人の理解に努め、存在を認め合い、寄り添って、学習行動へとつなぐことが、今後の生涯学習支援には重要と考える。
- ・自分自身も一学習者であり、孤立を作り出す状況に遭遇すれば孤立に陥る可能性のある己自身であることを前提に、自分自身の問題として、丁寧に一人一人にアプローチすることが、支援において何にも増して必要である。